

戸の耐火性及び通風装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

戸の耐火性及び通風装置に関する事項

改正理由

2008 年 11 月に開催された第 85 回海上安全委員会（MSC85）において、戸の耐火性及び通風装置に関する SOLAS 条約第 II-2 章第 9 規則の改正が、決議 MSC.269(85) として採択された。

これにより、戸の下部に戸枠を設けない戸の採用が可能となる一方で、通風用ダクトの材料に関する要件が強化されるとともに、貨物船の調理室のレンジからの排気用ダクトの上方末端に、旅客船と同じくダンパの設置が要求されることとなった。改正された要件は、2010 年 7 月 1 日に発効することとなっている。

今般、決議 MSC.269(85)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 戸の下部に戸枠を設けない防火戸について、縁材及び間隙に関する要件を規定した。
- (2) ダクトの材料に関する規定を改めた。
- (3) 調理室のレンジからの排気用のダクトに関する要件を追記した。